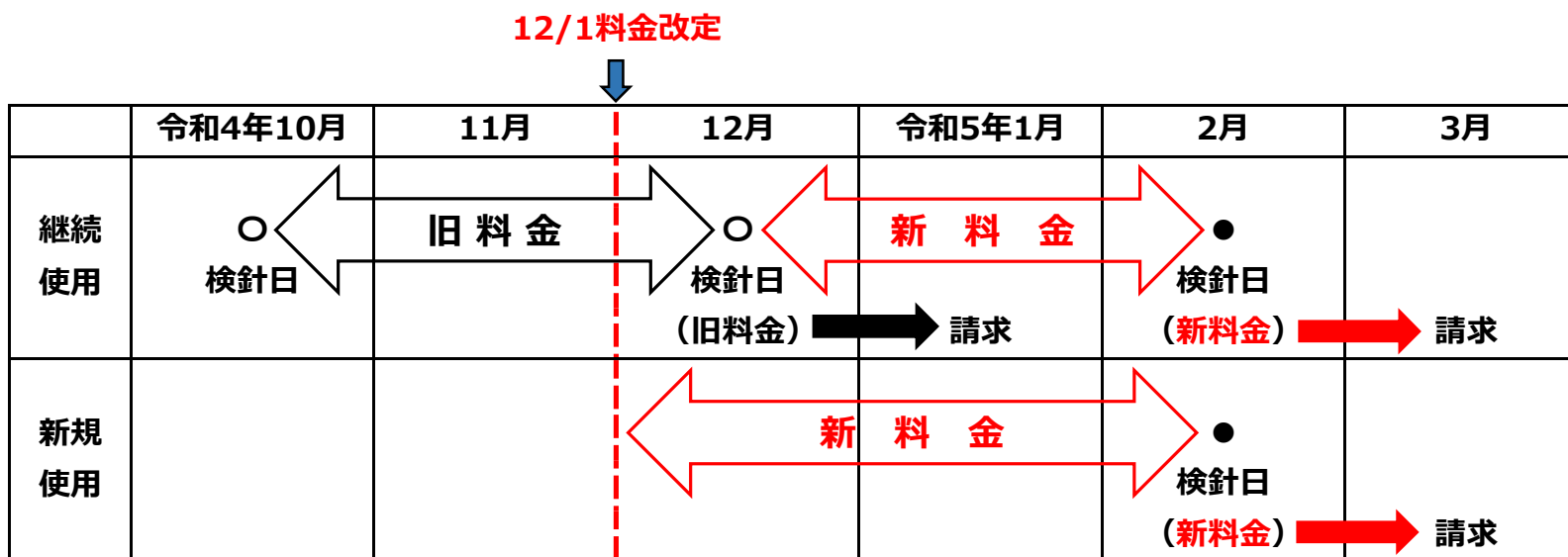


## 【新料金の適用時期】

令和4年12月1日以降の検針分から適用となります。

- 令和4年11月30日以前から継続して使用している方  
令和5年2月定期検針3月請求分から新料金になります。
- 令和4年12月1日以降に使用を開始した方  
使用開始後最初の検針分から新料金になります。
- 令和4年12月1日以降に休止し料金を精算する方  
休止日により異なりますので、詳しくは担当課までお問い合わせしてください。



※経過措置として、令和4年11月30日以前から継続して使用している方は、最初の検針分について旧料金となります。